

ひとり親家庭の方へのご案内

問合せ こども支援課子育て支援担当

ひとり親家庭等医療費・児童扶養手当

ひとり親家庭などを対象に、ひとり親家庭等医療費助成制度や児童扶養手当の支給制度があります。該当する場合は、お早めにお問い合わせください。

対象 対象児童の属する、ひとり親家庭または準ずる家族

※ 児童が児童福祉施設などに入所している場合を除く

※ 所得制限あり

期間 対象児童の年齢が18歳に達した日の属する年度の3月31日まで

※ 一定の障害がある場合は、20歳未満まで

【ひとり親家庭等医療費】

健康保険対象の医療費の一部を助成します。

※ 健康保険への加入が必要です
(生活保護受給者は除く)

【児童扶養手当】

支給額 1万1800円～4万3160円、第2子加算51000円、1万1900円、第3子以降加算30600円～61100円

※ 所得などにより、金額が決定します



児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当の認定を受けている方(手当支給停止中の方も含む)は、現況届の提出が必要です。現況届は、年1回、手当の支給要件に該当しているかを確認するものです。現況届の提出がない場合は、9月分以降の手当が受けられなくなり、その旨を案内に記載されている必要書類を持参の上、こども支援課窓口にお越しください。

受付期間 8月3日(月)～31日(月)

(日曜日、休日を除く)

受付時間 8時30分～17時15分

(土曜日は12時まで)

ひとり親家庭の自立支援

【自立支援教育訓練給付金】表①

ひとり親家庭の母または父の主體的な職業能力開発の取り組みを支援するために必要と認められた対象講座を受講した場合、受講終了後に受講料の一部を支給します。必ず事前に相談が必要です。

【高等職業訓練促進給付金】表②

ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に支給されます。必ず事前に相談が必要です。

①自立支援教育訓練給付金

対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 厚生労働省のホームページの「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」をご覧ください
対象者	市内在住で次の①から④までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方 ①児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の方 ②20歳未満の児童を扶養している方 ③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 ④受講する講座が仕事に必要な方
支給金額	雇用保険制度から一般教育訓練給付の支給を受けることができない方 対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)※
	雇用保険制度から一般教育訓練給付の支給を受けることができる方 対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)から、雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額※
	雇用保険制度から専門教育訓練の支給を受けることができない方 対象講座の受講料の6割相当額(上限80万円)※
	雇用保険制度から専門教育訓練の支給を受けることができる方 対象講座の受講料の6割相当額(上限80万円)から、雇用保険制度から支給される専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額※

※ 6割相当額が1万2000円を超えていない場合は支給されません

②高等職業訓練促進給付金

対象資格	看護師(準看護師)、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、美容師など
対象者	市内在住で次の①から⑤までの条件をすべて満たしているひとり親家庭の方(令和3年度に養成機関への入学希望者も含む) ①児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の方 ②20歳未満の児童を扶養している方 ③養成機関で1年以上の過程を修業し、資格取得が見込まれる方 ④就業または育児と、修業との両立が困難と認められる方 ⑤過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
支給金額	市民税非課税世帯 訓練促進給付金額 月10万円(養成機関における過程の修了までの期間の最後の12か月については、月14万円) 修了支援給付金額 5万円
	市民税課税世帯 訓練促進給付金額 月7万5000円(養成機関における過程の修了までの期間の最後の12か月については、月11万5000円) 修了支援給付金額 2万5000円

※ 修業期間中(上限48か月)の給付となります。留年など、養成機関が定めた期間を超える期間については、支給対象となりません

特別児童扶養手当の所得状況届について

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

特別児童扶養手当を受給している方は、8月中に所得状況届の提出が必要です。この届は、引き続き手当の支給要件に該当しているか確認するための届け出です。提出がない場合は、8月分以降の手当が受給できませんので、必ず提出してください。

なお、支給停止中の方も必ず提出してください(手続きが必要な方に通知を郵送します)。
提出方法 新型コロナウイルス感染症対策のため、同封の返信用封筒で返送してください。
提出期限 8月28日(金)必着

「鶴ヶ島プレミアムクーポン券」配布 & 販売

問合せ先 新型コロナウイルス対策支援室



HPはこちら

市内飲食店などで利用できる「鶴ヶ島プレミアムクーポン券」を配布・販売します。対象者などの詳細は、以下のとおりです。
 ※ 1人1セットまで
 ※ 利用可能店舗は市ホームページをご覧ください(随時更新)

	ワンコイン10倍クーポン	地元ハッケン！クーポン	
対象者	大学生 (短大生、専門生など含む)	高校生(令和2年4月1日現在 満15~17歳)	中学生以下
金額	5000円分	3000円分	
配布・販売	500円で販売 (限定2000人)	引換券を郵送	郵送(市内小中学校在籍者は学校経由)
引換・販売場所	各市民センター、市民活動推進センター、新型コロナウイルス対策支援室(市役所1階)		
持ち物	学生証	学生証または身分証明書	—
配布・販売期間	8月1日(土)~10月31日(土)		7月下旬
利用期間	8月1日(土)~12月31日(木)		

道路の測量に伴う立ち入りにご協力ください

問合せ先 道路建設課道路管理担当

新しい道路や幅が広がった道路などは、道路の台帳を修正するために測量を行います。この測量は、道路の両側約13mの範囲を測るため、私有地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
 なお、市委託の測量業者が私有地に立ち入る場合は、必

ず身分証明書を携帯していただきます。不明な点がありましたら、証明書の提示を求めるか、道路建設課までお問い合わせください。
期間 8月上旬~令和3年1月22日(金)

公共施設の再編について意見を募集します

問合せ先 資産管理課営繕担当

市では、公共施設の今後の統廃合や再配置などの整備計画を策定する準備を進めています。
 この計画を策定するため、公共施設を様々な視点から調査・分析を行い、現状を報告書としてまとめました。
 この報告書をご覧いただき、内容や公共施設の統廃合、再配置などの考えについて、皆さんの意見を募集します。
募集期限 10月31日(土)
報告書の閲覧方法 市ホームページの他、市役所、市民活動推進センター、各市民センター、中央図書館、女性センターで閲覧でき

ます。
回答方法
 ①市ホームページ専用フォームから回答
 ②報告書の閲覧が行える施設に設置してある「意見募集アンケート用紙」に記入して「意見聴取箱」へ回答
意見の取扱い
 皆さんの意見は、計画策定の資料として活用します。なお、個々の意見に対する回答はしませんので、あらかじめご了承ください。



HPはこちら

保険証と高齢受給者証が一つになります

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方には、国民健康保険被保険者証（保険証）と高齢受給者証を別々に交付していましたが、8月1日（土）からは「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（保険証兼高齢受給者証）」が交付されます。

これまでの高齢受給者証と同様に、世帯の所得状況により、医療機関などでの窓口負担割合が2割または3割と記載されます。

8月1日から医療機関など

70歳から74歳の一部負担割合

区分	一部負担割合
現役並み所得	3割
一般・低所得	2割

令和元年中所得（令和2年度課税分）により判定

を受診するときは「保険証兼高齢受給者証」の1枚のカードを提示してください。

「保険証兼高齢受給者証」は7月中旬に配送しています。まだ届かない場合は、担当までご連絡ください。

鶴ヶ島市職員募集

問合せ先 人事課人事担当

市では、令和3年4月1日付で採用予定の市職員の採用試験を行います。

採用職種・人数

- 一般行政職（事務） 8人程度
- 一般行政職（土木） 2人程度
- 一般行政職（福祉） 2人程度
- 一般行政職（障害者対象） 若干名

受験資格 市ホームページをご覧ください。

申込方法 人事課へ持参または郵送



HPはこちら

申込受付 8月11日（火）（平日のみ）まで

※ 郵送の場合は8月7日（金）消印有効

第1次試験日 9月20日（日）

※ 採用試験案内、申込書類は、人事課、市民活動推進センターおよび各市民センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます

全国一斉情報伝達訓練を行います

問合せ先 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム（Jアラート）を設置しています。

これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、国の主導によりJアラート・全国一斉情報伝達訓練を行います。

放送日時 8月5日（水）11時頃

放送内容 「（チャイム音）これは、Jアラートのテストです。（繰り返し3回）（こちらは、防災つるがしまです。（チャイム音）」

※ 災害時などは訓練を中止する場合があります

※ 放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます

戦没者等遺族への特別弔慰金の申請受付

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

戦没者等遺族に対する特別弔慰金の申請を受け付けています。

支給対象者

令和2年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合のご遺族（戦没者死亡当時）1人に支給します。

原則として次の順に対象となります。

- 1 弔慰金受給権者
- 2 子
- 3 戦没者などと戦没当時に生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

（戦没当時に生計関係を有していなかった方、令和2年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組している方は除きます）

- 4 3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 1から4以外の三親等以内の親族で戦没者の死亡時までに1年以上生計関係を有していた方

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

テレビ・パソコンなどの処分

問合せ先 生活環境課環境推進担当

特定家庭用機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、ごみ集積所に出すことはできません。

次の①～③のいずれかの方法で処分をお願いします。

- ①買った店、または買い換える店へ相談し、処分する
- ②自分で指定引取場所へ持ち込む

・郵便局で「家電リサイクル券」を購入する(廃棄物1台につき1枚)
 ・指定引取場所(※)に連絡し、搬入受付日時を確認して搬入する

③業者に引き取りに来てもらう

・②と同様に「家電リサイクル券」を購入する
 ・特定家庭用機器取扱いの業者(※)へ依頼する

※ 令和2年度版ごみと資源の分け方・出し方7ページをご覧ください

市ホームページにも特定家庭用機器取扱いの業者一覧が掲載されています。料金は、依頼業者へお問い合わせください。



HPはこちら

リサイクル料金

リサイクル料金は、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターに電話(☎0120・319640)、またはホームページで確認してください。



HPはこちら

なお、郵便局にある備え付けの冊子「家電リサイクル券システム 郵便局手続き用リサイクル料金表(税込)」でも確認できます。

パソコンの処分

パソコンは、ごみ集積所に出すことはできません。

また、分解して川角リサイクルプラザに持ち込んでも、受け入れはできません。

パソコンの処分は、各メーカーの窓口に依頼するか、メーカーが不明の場合は「パソコン3R推進協会(☎03・5282・7685)」に連絡してください。

区画整理地内の保留地公売のお知らせ

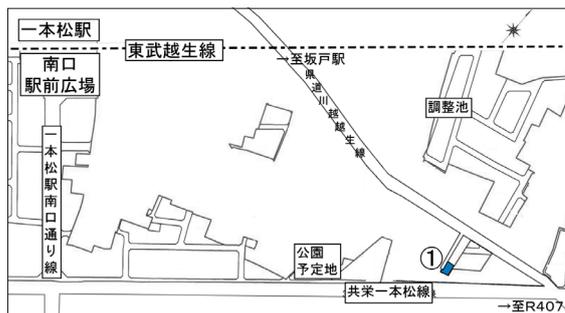
問合せ先 区画整理課事業担当

一本松地区

番号	面積、公売価格など
①	約100㎡、443万9000円、一本松駅から徒歩約10分

若葉駅西口地区

番号	面積、公売価格など
①	約110㎡、1450万1000円、若葉駅から徒歩約7分
②	約151㎡、2284万6300円、若葉駅から徒歩約7分
③	約147㎡、2265万2700円、若葉駅から徒歩約7分
④	約147㎡、2287万3200円、若葉駅から徒歩約7分



坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業地内および若葉駅西口土地区画整理事業地内の宅地(保留地)を抽選で公売します。

抽選参加申込み受付期間
 8月3日(月)～10月15日(木)
 8時30分～17時(平日のみ)

受付場所 区画整理課

抽選日時 11月5日(木)
 9時30分受付 10時抽選開始

抽選場所 市役所5階502会議室

注意事項 抽選参加を申込み方は、書類の提出などが必要ですが、詳細は、市ホームページまたは区画整理課で配布している「保留地公売案内」で確認してください。